



鳥取県公報

平成17年6月7日(火)
第7692号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (456) (中部総合事務所県民局) 1
	土地改良区の役員の就退任 (2件) (457・458) (中部総合事務所農林局) 2
	土地改良区の役員の就退任 (459) (西部総合事務所農林局) 4
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (2件) (460・461) (協働推進室) 4
	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (462) (会計管理室) 5
選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (35) 6
教委告示	定例教育委員会の招集 (12) (教育総務課) 7
公 告	調理師試験の実施 (食の安全推進課) 7

告 示

鳥取県告示第456号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成17年7月26日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成17年6月7日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

- 1 申請のあった年月日
平成17年5月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 養生の郷
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
竹田 哲男
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
倉吉市関金町郡家721 - 1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、倉吉市並びに周辺地域の自然・温泉・食・歴史文化等の優れた資源を生かした町づくりを進め、

住民や観光客等の心身の健康増進並びに地域経済の活性化を図ることを目的とする。

鳥取県告示第457号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり仙津土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年6月7日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

退任した役員の氏名及び住所

理 事 佐々木 昌 弘 東伯郡湯梨浜町大字野方176
" 中 山 一 男 東伯郡湯梨浜町大字別所140
" 清 水 彰 人 東伯郡湯梨浜町大字川上163
" 森 田 守 東伯郡湯梨浜町大字川上940 - 4
" 谷 口 憲 昭 東伯郡湯梨浜町大字小鹿谷183 - 4
" 福 本 浩 文 東伯郡湯梨浜町大字宮内142
" 土 井 繁 美 東伯郡湯梨浜町大字方地932
監 事 森 田 和 行 東伯郡湯梨浜町大字川上949
" 山 下 征 夫 東伯郡湯梨浜町大字旭44

平成17年5月26日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 谷 口 憲 昭 東伯郡湯梨浜町大字小鹿谷183 - 4
" 中 山 一 男 東伯郡湯梨浜町大字別所140
" 土 井 繁 美 東伯郡湯梨浜町大字方地932
" 森 田 守 東伯郡湯梨浜町大字川上940 - 4
" 清 水 彰 人 東伯郡湯梨浜町大字川上163
" 山 下 幸 人 東伯郡湯梨浜町大字宮内125
" 河 本 隆 男 東伯郡湯梨浜町大字宮内147
監 事 山 下 征 夫 東伯郡湯梨浜町大字旭44
" 福 原 正 治 東伯郡湯梨浜町大字漆原297

平成17年5月27日就任 任期4年

鳥取県告示第458号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり北条町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年6月7日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

退任した役員の氏名及び住所

理 事 野 田 久 良 東伯郡北条町土下226 - 8
" 岸 田 喜代治 東伯郡北条町土下196
" 吉 岡 儀 重 東伯郡北条町国坂190

" 別 所 正 徳 東伯郡北条町弓原605
" 大 田 英一郎 東伯郡北条町弓原379
" 村 尾 光 雄 東伯郡北条町田井257
" 田 熊 偉 雄 東伯郡北条町米里313
" 石 川 正 行 東伯郡北条町江北1658 - 1
" 牧 田 敏 雄 東伯郡北条町下神626
" 森 本 忠 明 東伯郡北条町北尾411
" 谷 口 正 廣 東伯郡北条町国坂1498 - 2
" 岡 野 保 東伯郡北条町江北574
" 坂 野 信 政 東伯郡北条町江北2080
" 茂 藤 彰 壽 東伯郡大栄町大字原823
" 永 田 博 則 東伯郡大栄町大字東園351
" 田 中 則 重 東伯郡北条町曲690
" 前 田 正 雄 東伯郡大栄町大字六尾409
" 清 水 進 一 東伯郡大栄町大字西園1104
" 榭 田 完 二 東伯郡北条町江北2569
" 岩 垣 廣 忠 東伯郡北条町島582
" 鈴 本 泰 典 東伯郡北条町松神837 - 1
" 松 本 昭 夫 東伯郡北条町江北671
監 事 生 原 恭 二 東伯郡大栄町大字六尾407
平成17年4月27日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 別 所 正 徳 東伯郡北条町弓原605
" 野 田 久 良 東伯郡北条町土下226 - 8
" 大 田 英一郎 東伯郡北条町弓原379
" 森 本 忠 明 東伯郡北条町北尾411
" 野 嶋 義 夫 東伯郡北条町国坂181
" 谷 口 正 廣 東伯郡北条町国坂1498 - 2
" 岡 野 保 東伯郡北条町江北574
" 井 上 卓 也 東伯郡北条町国坂256
" 坂 野 信 政 東伯郡北条町江北2080
" 茂 藤 彰 壽 東伯郡大栄町大字原823
" 前 田 茂 樹 東伯郡北条町下神631
" 清 水 勲 東伯郡北条町江北1814
" 田 中 則 重 東伯郡北条町曲690
" 前 田 正 雄 東伯郡大栄町大字六尾409
" 榭 田 完 二 東伯郡北条町江北2569
" 岩 垣 廣 忠 東伯郡北条町島582
" 野 田 継 美 東伯郡北条町土下168
" 鈴 本 泰 典 東伯郡北条町松神837 - 1
" 友 定 憲 一 東伯郡北条町江北592
" 中 村 昭 康 東伯郡北条町田井409
" 田 熊 孝 則 東伯郡北条町米里295

〃 田 中 照 義 東伯郡大栄町大字西園1143
〃 中 井 敏 浩 東伯郡大栄町大字東園368 - 3
監 事 生 原 恭 二 東伯郡大栄町大字六尾407
〃 友 定 隆 之 東伯郡北条町江北305
〃 田 熊 勇 東伯郡北条町米里320 - 1
平成17年4月28日就任 任期4年

鳥取県告示第459号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大山開拓名和町地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年6月7日

鳥取県西部総合事務所長 青 木 茂

退任した役員の氏名及び住所

理 事 小 林 隆 雄 西伯郡大山町門前996
〃 松 本 重 信 西伯郡大山町高田2442 - 3
〃 福 谷 正 明 西伯郡大山町門前1080
〃 原 祥二郎 西伯郡大山町門前1045
〃 下 嶋 三 郎 西伯郡大山町門前691
〃 荒 松 信 孝 西伯郡大山町門前766
〃 富 山 清 一 西伯郡大山町加茂2655
〃 林 中 弘 光 西伯郡大山町加茂2270 - 2
〃 池 口 錬 一 西伯郡大山町東坪2495 - 2
〃 村 木 吉 雄 西伯郡大山町小竹1294 - 7
〃 渡 部 進 悟 西伯郡大山町豊成2631
監 事 佐 谷 勉 西伯郡大山町高田2055
〃 米 村 芳 郎 西伯郡大山町加茂2831
〃 山 上 登美明 西伯郡大山町加茂2032
平成17年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 小 林 隆 雄 西伯郡大山町門前996
〃 松 本 重 信 西伯郡大山町高田2442 - 3
〃 山 上 泰 典 西伯郡大山町門前529
〃 池 信 靖 夫 西伯郡大山町門前1098
〃 下 嶋 三 郎 西伯郡大山町門前691
〃 荒 松 信 孝 西伯郡大山町門前766
〃 富 山 清 一 西伯郡大山町加茂2655
〃 林 中 弘 光 西伯郡大山町加茂2270 - 2
〃 池 口 錬 一 西伯郡大山町東坪2495 - 2
〃 村 木 吉 雄 西伯郡大山町小竹1294 - 7
〃 渡 部 進 悟 西伯郡大山町豊成2631
監 事 佐 谷 勉 西伯郡大山町高田2055

” 米 村 芳 郎 西伯郡大山町加茂2831
” 石 黒 仁 西伯郡大山町加茂2251 - 2
平成17年4月1日就任 任期2年

鳥取県告示第460号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成17年7月20日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成17年6月7日

鳥取県企画部長 上 場 重 俊

- 1 申請のあった年月日
平成17年5月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 鳥すばnet
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
朝野 和隆
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市湯所町一丁目125
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、鳥取市を中心とした地域住民に対して、インターネットでスポーツ・文化の情報発信に関する事業を行い、スポーツ・文化振興に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第461号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成17年7月26日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成17年6月7日

鳥取県企画部長 上 場 重 俊

- 1 申請のあった年月日
平成17年5月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 とっとり希望化計画21
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
山岡 憲樹
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市湖山町西二丁目540
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、鳥取県の秘めた人的、物質的力を発掘し、それを最大限に生かすための知恵を出し合うことに

よって、鳥取県を広く国内外にアピールし、また、市民参画型まちづくりに関する様々な事業及び非営利活動団体に対する支援をおこない、創造と活力にあふれた地域づくりの推進をすることによって、鳥取県を活性化し県民に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第462号

鳥取県債権管理事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第16号）第7条に規定する徴収吏員について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成17年6月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 委任させた事務

鳥取県国営大^{ろく}山麓土地改良事業負担金徴収条例（平成15年鳥取県条例第5号）第2条の規定に基づく負担金の徴収事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県農林水産部耕地課

副主幹 平尾 幸雄

主 事 山崎 善隆

3 委任期間

平成17年6月7日から平成18年3月31日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第35号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区（市町村の合併に伴う鳥取県議会議員の選挙区の特例に関する条例（平成16年鳥取県条例第57号）の規定によりなお従前の選挙区によるものとされる当該従前の選挙区を含む。）における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成17年6月7日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,880
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	148,994
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	39,596
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	37,577

倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,135
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	10,080
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,998
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,467
気高郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,015
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	18,153
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,999
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	5,637

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第12号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成17年6月7日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 日時 平成17年6月10日（金）午前10時～
- 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 議題
 - 鳥取県就学指導委員会委員の任免について
 - その他

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定による調理師試験を次のとおり実施する。

平成17年6月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 受験資格
学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者（調理師法附則第3項に規定する者を含む。）で、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの。
- 試験の日時
平成17年9月8日（木）午前9時30分から正午まで
- 試験の場所

次の各試験会場のうち、受験者の希望する試験場

鳥取会場	鳥取県庁講堂（鳥取市東町一丁目220）
倉吉会場	鳥取県中部総合事務所講堂（倉吉市東巖城町2）
米子会場	米子市ふれあいの里（米子市錦町一丁目139 - 3）

4 試験科目及び実施方法

次の科目からそれぞれ四択一式により出題する。

- (1) 食文化概論 (2) 衛生法規 (3) 公衆衛生学 (4) 栄養学
(5) 食品学 (6) 食品衛生学 (7) 調理理論

5 受験手続

- (1) 書類の提出先

鳥取県内のいずれかの保健所とする。

- (2) 提出書類

ア 受験願書

イ 中学校以上の学校の卒業証明書又は卒業証書の写し

ウ 中学校以上の学校を卒業した者以外の者にあつては、調理師法施行規則附則第3項第7号の規定により、厚生労働大臣が旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を修了した者と同等の学力を有することを証した認定書

エ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類（所定の様式によること。）

オ 写真（出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に氏名及び生年月日を記載すること。）

- (3) 受験に関する書類の提出期間

平成17年7月1日（金）から同月15日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵送の場合は、平成17年7月15日（金）までの消印のあるものを有効とする。

6 受験手数料及びその納入方法

- (1) 受験手数料 6,100円

- (2) 納入方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納入すること。この場合、消印しないこと。

7 合格者の発表

合格者の受験番号を平成17年9月29日（木）に各保健所において掲示するとともに、食の安全推進課のホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/shokunoanzen/>）に掲載する。

なお、合格者には、平成17年9月29日（木）までに通知する。

8 その他

- (1) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

- (2) 受験の詳細については、鳥取県生活環境部食の安全推進課又は最寄りの保健所に問い合わせること。

問合せ先の所在地及び電話番号は、次のとおり

- ・食の安全推進課 鳥取市東町一丁目271 (0857 - 26 - 7247)
- ・鳥取保健所 鳥取市江津730 (0857 - 22 - 5729)
- ・倉吉保健所 倉吉市東巖城町2 (0858 - 23 - 3117)
- ・米子保健所 米子市東福原一丁目1 - 45 (0859 - 31 - 9321)

・ 日野保健所 日野町根雨140 - 1 (0859 - 72 - 2039)

